

「県道長野須坂インター線との交差点」を「一般国道18号との交差点（長野市大字北長池字新田380番1地先）」に改める。

附 則

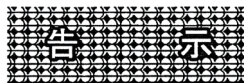
（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に一般国道18号（県道三才大豆島中御所線との交差点（長野市大字北長池字新田376番2地先）から一般国道18号との交差点（長野市大字柳原字東囲2081番13地先）まで（バイパス）の区間に限る。）又は県道三才大豆島中御所線（一般国道18号との交差点（長野市大字北長池字新田380番1地先）から県道長野須坂インター線との交差点までの区間に限る。）を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第138号

長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号。以下「条例」という。）附則第5項の知事が別に定める文書は、公文書館法（昭和62年法律第115号）及び長野県立歴史館条例（平成6年長野県条例第24号）の規定に基づき、歴史的価値を有する文書として長野県立歴史館が条例第2条第1項に規定する実施機関から収集し、保存するものうち、長野県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和4年長野県規則第14号）第2条に規定する基準に適合するものとします。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

情報公開・法務課

長野県告示第139号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第16の見出しを「(書類の提出)」に改め、同第16第1項中「1部」を「別に定めるところにより、所轄地域振興局の長に提出するもの」に改め、同項ただし書を削り、同第16第2項を削る。

地域振興課

長野県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一理堂歯科医院	上田市中央3丁目16番3号	令和4年1月1日
関口内科クリニック	佐久市中込405番地	令和4年1月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社バルトメディカル	松本市出川町17-31	訪問看護ステーションケアラビットおかや	岡谷市幸町1-6 岡谷日報ビル2階	令和4年1月16日

地域福祉課

長野県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつの木薬局	上高井郡小布施町福原215-1	令和4年1月1日
丸光薬局	上田市鹿教湯温泉1282	令和4年2月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
ホノカ株式会社	佐久市上小田切911-3	訪問看護ステーションほのか	佐久市白田83-1	令和3年9月1日

地域福祉課

長野県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
モリキ千曲栗佐薬局	千曲市栗佐1217番地	千曲市栗佐1217番地	千曲市栗佐1240-1	令和2年11月1日

地域福祉課

長野県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
あん訪問看護ステーション	茅野市ちの 3499-1 タカハシビル3階	茅野市ちの 3499-1 タカハシビル3階	茅野市宮川3987-3	令和4年2月14日

地域福祉課

長野県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	辞退年月日
太田眼科	塩尻市広丘吉田3051番地	令和4年2月27日

地域福祉課

長野県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
神科中央クリニック	上田市住吉字横山397番地2	令和4年3月31日

地域福祉課

長野県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
まつの木薬局	上高井郡小布施町大字福原215-1	令和3年12月31日
医療法人佐々木耳鼻科	飯田市小伝馬町1の51	令和4年2月26日
医療法人（社団）あづみ野眼科	安曇野市三郷温967-1	令和4年2月28日
大町協立診療所	大町市大町6989-7	令和4年3月31日
吾妻歯科医院	上田市塩川2821-7	令和4年3月31日
中島医院	東御市八重原2403番地	令和4年3月31日
善美歯科	上田市中之条842-37	令和4年3月2日
すみだクリニック	佐久市本新町字ヤツクラ田294-1	令和4年3月1日

地域福祉課

長野県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏 名	所 在 地	指 定 年 月 日
村澤 二郎	下伊那郡豊丘村神稲192-2	令和4年1月5日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
指圧治療処いやし堂	下伊那郡豊丘村神稲192-2	令和4年1月5日

地域福祉課

長野県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏名	所在地	指定年月日
西沢 翔大	安曇野市豊科3987-2 メゾンオンソレイエA102	令和4年2月17日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	指定年月日
丸福鍼灸整骨院	安曇野市穂高有明10011	令和4年2月17日

地域福祉課

長野県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	変更事項		変更年月日
		新	旧	
丸山 主税	安曇野市豊科4049-1	安曇野市豊科4049-1	安曇野市豊科4699-10	令和3年12月1日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
丸福スポーツ整骨院	安曇野市豊科田沢5300-4	丸福スポーツ整骨院 安曇野市豊科田沢5300-4	丸福鍼灸整骨院 安曇野市穂高有明10011	令和4年3月11日

地域福祉課

長野県告示第150号

療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第7中「の各号」を削り、同第7第1号中「若しくは住所」を「住所又は電話番号」に改め、同第7第2号中「若しくは住所」を「住所又は電話番号」に改める。

障がい者支援課

長野県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
木曾町
木曾広域連合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
木曾福島都市計画下水道事業 木曾町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年1月11日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画下水道事業 須坂市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年1月19日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（下流処理区）
- 3 事業施行期間
昭和61年12月11日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和61年長野県告示第923号、平成元年長野県告示第426号、平成2年長野県告示第149号、平成3年長野県告示第18号、平成4年長野県告示第182号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成8年長野県告示第692号、平成10年長野県告示第561号、平成12年長野県告示第683号、平成14年長野県告示第404号、平成16年長野県告示第658号、平成18年長野県告示第32号、平成19年長野県告示第105号、平成22年長野県告示第206号、平成25年長野県告示第504号及び平成30年長野県告示第265号の事業地に豊野町大倉字由山、字焼の山、字堰上、字建及び字蟻ヶ崎地内において事業地を追加する。

生活排水課

長野県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（上流処理区）
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号、平成15年長野県告示第251号、平成16年長野県告示第659号、平成18年長野県告示第453号、平成19年長野県告示第104号、平成22年長野県告示第207号、平成25年長野県告示第505号及び平成30年長野県告示第264号の事業地に川中島町御厨字石河原並びに篠ノ井杵渕字杵渕西地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
長野市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年3月28日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第156号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称 及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
株式会社エナキス 代表取締役 長瀬 吉夫	上田市富士山2412番地6	令和4年3月28日

産業技術課

長野県告示第157号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯山市大字旭下芳尾2263、2266の2から2266の4まで、2266の口、2280の2、2282
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第158号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市宮川字中尾707の4・707のイの1・字瀧ノ入708の1から708の3まで・708のイの1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字屋垂706の4、字中尾707の2、707の3、707の5、字小間路709の1、字大入710の1から710の7まで、710の9、710の15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大入710の1（次の図に示す部分に限る。）、字屋垂706の4、字中尾707の2から707の5まで、707のイの1、字瀧ノ入708の1から708の3まで、708のイの1、字小間路709の1、字大入710の2から710の7まで、710の9、710の15

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第159号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字一里塚2287の3（次の図に示す部分に限る。）、2286の4、2286の6、2286のニの2、2286のニの3、2287のロの3、2287の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡信濃町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

信濃町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び信濃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第166号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

- 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道117号	長野市豊野町蟹沢字日影1390番21地先から 中野市大字豊津字東川端2535番1地先まで
県道 三才大豆島中御所線	長野市大字北長池字新田380番1地先から 長野市大字北長池273番1地先まで

- 指定する期日 令和4年4月1日

道路管理課

長野県告示第167号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 三才大豆島中御所線	長野市大字北長池字新田380番1地先から 長野市大字北長池273番1地先まで

2 指定する期日 令和4年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

長野県告示第168号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 千曲川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年3月31日

3 廃川敷地等の位置

南佐久郡川上村大字原1番28及び4番6

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 22,686.81平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第169号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により準用する同条第4項の規定により告示します。

なお、図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野建設事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	日野地区	須坂市大字高梨の一部、大字五閑の一部、大字八重森の一部、大字沼目の一部、大字村山の一部、大字須坂の一部、大字小山の一部及び大字小河原の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	豊洲地区	須坂市大字小島の一部、大字小河原の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	日滝地区	須坂市大字日滝の一部、大字小河原の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	井上地区	須坂市大字井上の一部、大字幸高の一部、大字九反田の一部及び大字中島の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 変更後の土地の区域は、図面に表示する区域とします。

都市・まちづくり課

長野県告示第170号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により準用する同条第4項の規定により告示します。

なお、図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野建設事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	飯田地区	上高井郡小布施町大字飯田の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	林・山王島地区	上高井郡小布施町大字小布施の一部、大字飯田の一部及び大字山王島の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	北岡・押羽・羽場地区	上高井郡小布施町大字小布施の一部、大字北岡の一部、大字押羽の一部及び大字都住の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	中条・雁田地区	上高井郡小布施町大字中松の一部及び大字雁田の一部の区域のうち、別に図面で示す区域
	水上地区	上高井郡小布施町大字雁田の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 変更後の土地の区域は、図面に表示する区域とします。

都市・まちづくり課

長野県告示第171号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第7条第4号の規定により、平成16年長野県告示第419号（都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく市街化調整区域内に所在する集落で相当程度の規模のもの）で指定した区域を次のとおり変更します。

なお、図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、関係建設事務所及び塩尻市役所に備え、縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

都市計画区域名	集落の名称	集落の区域
塩尻都市計画区域	宗賀洗馬集落	塩尻市大字宗賀の一部のうち、別に図面で示す区域
	広丘堅石・郷原集落	塩尻市大字広丘堅石の一部及び広丘郷原の一部のうち、別に図面で示す区域
	広丘吉田集落	塩尻市大字広丘吉田の一部のうち、別に図面で示す区域
	広丘野村集落	塩尻市大字広丘野村の一部のうち、別に図面で示す区域
	広丘高出集落	塩尻市大字広丘高出の一部のうち、別に図面で示す区域
	南内田・君石集落	塩尻市大字片丘の一部のうち、別に図面で示す区域
	熊井集落	塩尻市大字片丘の一部のうち、別に図面で示す区域
	中挟棧敷・長畝・堀ノ内集落	塩尻市大字片丘の一部、大字棧敷の一部、大字長畝の一部及び大字堀ノ内の一部のうち、別に図面で示す区域
	西条集落	塩尻市大字上西条の一部、大字中西条の一部、下西条の一部のうち、別に図面で示す区域
	金井柿沢・みどり湖集落	塩尻市大字金井の一部、大字柿沢の一部、大字上西条の一部及び大字塩尻町の一部のうち、別に図面で示す区域
床尾・平出集落	塩尻市大字宗賀の一部のうち、別に図面で示す区域	

(備考) 変更後の土地の区域は、図面に表示する区域とします。

都市・まちづくり課

長野県告示第172号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和4年3月31日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
企業組合労協ながの	長野県長野市大字南長野新田町1482番地2	長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所売店

会計課

長野県告示第173号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和4年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
高遠地区交通安全協会	長野県伊那市大字東高遠2049-1	長野県伊那市大字東高遠2049-1 高遠地区交通安全協会

会計課

長野県告示第174号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、
令和4年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
白馬村役場	長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地	長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場

会 計 課

長野県告示第175号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、
令和4年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
松本ハイランド農業協同組合総合相談センターローンプラザ	長野県松本市野溝東1-16-13	長野県松本市野溝東1-16-13 松本ハイランド農業協同組合 総合相談センターローンプラザ
松本ハイランド農業協同組合総合相談センターライフサポートプラザ	長野県松本市浅間温泉1-16-5	長野県松本市浅間温泉1-16-5 松本ハイランド農業協同組合 総合相談センターライフサポートプラザ

会 計 課

長野県告示第176号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、
令和4年3月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
株式会社光洋ショッピングプラス	神奈川県横浜市金沢区福浦1-5-1	長野県松本市丸の内3-7 松本市役所本庁舎地下1階売店

会 計 課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県上田建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 142号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡長和町和田字観音沢5384番の16地先から 小県郡長和町和田字牧ノ沢5305番の38地先まで	旧	m 13.2 ~ 63.9	Km 1.7375
小県郡長和町和田字観音沢5384番の16地先から 小県郡長和町字ツチャ 1133番のわ地先まで	新	9.5 ~ 75.0	4.1048

(区域を変更する期日：令和4年4月1日)

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県諏訪建設事務所長 木村智行

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 142号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪郡下諏訪町砥沢口峯通ヨリ古峠峯1321番地先から 諏訪郡下諏訪町字中町5520番の口地先まで	旧	m 4.5 ~ 16.5	Km 7.2362
同 上	新	4.5 ~ 16.5	7.2362
小県郡長和町字ツチャ 1133番のわ地先から 岡谷市長地鎮2丁目3941番の1地先まで		9.6 ~ 63.9	12.3998

(区域を変更する期日：令和4年4月1日)

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市宮川安国寺3372番の182地先から 茅野市宮川安国寺3372番の181地先まで	旧	m 7.1 ~ 11.0	Km 0.2400
同 上	新	9.3 ~ 17.1	0.2400

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市宮川安国寺3372番の180地先から 茅野市宮川安国寺3372番の157地先まで	旧	m 7.6 ~ 14.9	Km 0.6800
同 上	新	9.7 ~ 16.5	0.6800

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡平谷村423番の1地先から 下伊那郡平谷村511番の1地先まで	旧	m 6.4 ~ 23.3	Km 0.4389
同 上	新	6.4 ~ 53.3	0.4389

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町明科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市明科中川手2740番の3地先まで	旧	m 9.7 ~ 50.6	Km 1.4040
同 上	新	9.7 ~ 50.6	1.4040
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市豊科光8496番地先まで		10.7 ~ 107.8	5.2672

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗義

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野大町線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大町8178番の1地先から 大町市大町8155番の3地先まで	旧	m 8.0 ~ 25.5	Km 0.1560
		----- 9.5 ~ 9.5	0.1560
同 上	新	9.5 ~ 9.5	0.1560

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 大平大峰沓掛線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大字常盤字沓掛3823番の21地先から 大町市大字常盤字沓掛3823番の21地先まで	旧	m 7.0 ~ 7.0	Km 0.0020
		9.5 ~ 9.5	0.0020
同 上	新	9.5 ~ 9.5	0.0020

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大字常盤字沓掛3823番の5地先から 大町市大字常盤字沓掛3823番の5地先まで	旧	m 7.0 ~ 7.0	Km 0.0080
		9.5 ~ 9.5	0.0080
同 上	新	9.5 ~ 9.5	0.0080

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県千曲建設事務所長 松 本 寛

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路 線 名 403号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字稲荷山字上一里山3852番の3地先から 千曲市大字八幡字奥法伝1005番の1地先まで	旧	m 6.5 ~ 51.0	Km 3.5118
		----- 13.0 ~ 64.0	3.8646
同 上	新	13.0 ~ 64.0	3.8646

(区域を変更する期日：令和4年4月1日)

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 小峰稲荷山線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字桑原字町1420番の1地先から 千曲市大字桑原字町1421番の1地先まで	旧	m 5.5 ~ 6.0	Km 0.0680
千曲市大字桑原字町1420番の1地先から 千曲市大字稲荷山字境無3848番の8地先まで	新	5.5 ~ 39.0	1.4174

(区域を変更する期日：令和4年4月1日)

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野荒瀬原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市桐原一丁目604番の4地先から 長野市桐原一丁目709番の1地先まで	旧	m 25.0 ~ 34.0	Km 0.0750
長野市平林二丁目403番の1地先から 長野市桐原一丁目709番の1地先まで	新	19.0 ~ 34.0	0.8997

(区域を変更する期日：令和4年4月1日)

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

- 1 路線名 草越豊昇佐久線
- 2 供用を開始する区間
北佐久郡御代田町大字面替字小舟ヶ沢尻434番の3地先から
北佐久郡御代田町大字面替字小舟ヶ沢尻461番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月31日

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県上田建設事務所長 清水孝二

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する区間
小県郡長和町和田字観音沢5384番の16地先から
小県郡長和町字ツチャ1133番のわ地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年4月1日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県諏訪建設事務所長 木村 智行

- 1 (1) 路線名 142号
- (2) 供用を開始する区間
小県郡長和町字ツチャ1133番のわ地先から
岡谷市長地鎮2丁目3941番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和4年4月1日
- 2 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
茅野市宮川安国寺3372番の182地先から
茅野市宮川安国寺3372番の181地先まで

茅野市宮川安国寺3372番の180地先から
茅野市宮川安国寺3372番の157地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和4年3月31日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 路線名 418号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡平谷村423番の1地先から
下伊那郡平谷村511番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月31日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗義

- 1 路線名 大平大峰沓掛線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字常盤字沓掛3823番の21地先から
大町市大字常盤字沓掛3823番の21地先まで

大町市大字常盤字沓掛3823番の5地先から
大町市大字常盤字沓掛3823番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月31日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県千曲建設事務所長 松本 寛

- 1 路線名 小峰稲荷山線
- 2 供用を開始する区間
千曲市大字桑原字町1420番の1地先から
千曲市大字稲荷山字境無3848番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年4月1日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

- 1 路線名 長野荒瀬原線
- 2 供用を開始する区間
長野市平林二丁目403番の1地先から
長野市桐原一丁目604番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年4月1日

道路管理課

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会公文書管理規程を次のように定め、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県収用委員会

長野県収用委員会公文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第11条第1項の規定により、長野県収用委員会における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括公文書管理者 総合政策課長をいう。
- (2) 公文書管理者 総合政策課長をいう。

(総括公文書管理者の職責)

第3条 総括公文書管理者は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公文書記号の設定
- (2) 公文書ファイル管理簿の調製
- (3) 移管・廃棄簿(移管し、又は廃棄した公文書ファイル等の名称等を記載した帳簿をいう。)の調製
- (4) 移管及び廃棄に関する事務の調整
- (5) 公文書の管理の状況に係る知事への報告
- (6) 研修の実施
- (7) 他の実施機関との調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の統括

(公文書管理者の職責)

第4条 公文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公文書分類表の調製
- (2) 保存期間及び保存期間の満了する日の設定
- (3) 保存期間が満了したときの措置の決定
- (4) 公文書ファイル管理簿への記載等
- (5) 保存期間及び保存期間の満了する日の延長の決定
- (6) 移管及び廃棄
- (7) 公文書の管理の状況に係る点検及び報告
- (8) 公文書の作成及び整理その他公文書の管理に関する職員への指導等

(公文書分類表)

第5条 公文書分類表は、別表に定める基準に従い、毎年度当初に定めなければならない。

(公文書の記号)

第6条 公文書の記号は、収とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるものを除き、公文書の管理に関し必要な事項は、知事の事務部局の例による。

(別表)(第5条関係)

1 分類の方法及び名称

分類区分	分類の方法及び名称	記号
大分類	主管する業務をそれぞれ付表の区分の欄(以下「区分欄」という。)を参酌して分類したものを大分類とし、その名称は、参酌した区分欄に掲げる名称を参酌したものとす。	0から999までの数字を用いる。
中分類	大分類のそれぞれを、大分類を設定する際に参酌した区分欄に対応する付表の公文書の内容又は形式の別の欄(以下「内容又は形式の別欄」という。)を参酌して分類したものを中分類とし、その名称は、参酌した内容又は形式の別欄に掲げる名称を参酌したものとす。	0から999までの数字を用いる。
小分類(公文書ファイル等の名称)	中分類のそれぞれを、公文書ファイル等ごとに分類したものを小分類とし、その名称は、県民が理解しやすい表現を用いた、当該公文書ファイル等の内容を端的に示すものとす。	0から999までの数字を用いる。

2 保存期間

小分類ごとに、当該小分類の属する中分類を設定する際に参酌した内容又は形式の別欄に対応する付表の保存期間の欄(以下「保存期間欄」という。)を参酌して定めるものとする。

3 保存期間の満了時の措置

小分類ごとに、保存期間を設定する際に参酌した保存期間欄に対応する付表の保存期間の満了時の措置の欄を参酌して定めるものとする。ただし、当該小分類に属する公文書ファイル等に、付表において移管するものとされている公文書又は次の(1)から(5)までに掲げる公文書が含まれるときは、当該小分類の保存期間の満了時の措置は、移管としなければならない。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されている公文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されている公文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されている公文書

(付表)

1 分類、保存期間及び業務単位での保存期間の満了時の措置

(1) 土地収用裁決等に関する事項

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置
ア 土地収用法に基づく収用裁決等に関する公文書	土地の収用裁決等及びその経緯に関するもの	(ア) 重要なもの 30年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは、移管とする。
		(イ) 一般的なもの 10年	
イ 土地収用法に基づく協議の確認に関する公文書	協議の確認及びその経緯に関するもの	(ア) 重要なもの 30年	軽易な内容のものは廃棄とし、それ以外のものは、移管とする。
		(イ) 一般的なもの 10年	

(2) (1)の事項以外の事項

知事の事務部局の例による。

2 政策単位での保存期間の満了時の措置

県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い歴史的に重要な政策事項で、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるものとして、総括公文書管理者が長野県公文書審議会の意見を聴取して指定するものに係る小分類の保存期間の満了時の措置については、1の規定にかかわらず、移管とするものとする。

総合政策課

長野県収用委員会告示第2号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県収用委員会

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表第3中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

総合政策課

長野県内水面漁場管理委員会告示第1号

長野県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を次のように定め、令和4年4月1日から施行します。

令和4年3月31日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

長野県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第11条第1項の規定により、長野県内水面漁場管理委員会における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総括公文書管理者 書記長をいう。

(2) 公文書管理者 書記長をいう。

(総括公文書管理者の職責)

第3条 総括公文書管理者は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 公文書記号の設定

(2) 公文書ファイル管理簿の調製

(3) 移管・廃棄簿（移管し、又は廃棄した公文書ファイル等の名称等を記載した帳簿をいう。）の調製

(4) 移管及び廃棄に関する事務の調整

(5) 公文書の管理の状況に係る知事への報告

(6) 研修の実施

(7) 他の実施機関との調整

- (8) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の統括
(公文書管理者の職責)

第4条 公文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を処理する。

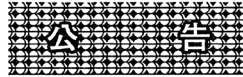
- (1) 公文書分類表の調製
- (2) 保存期間及び保存期間の満了する日の設定
- (3) 保存期間が満了したときの措置の決定
- (4) 公文書ファイル管理簿への記載等
- (5) 保存期間及び保存期間の満了する日の延長の決定
- (6) 移管及び廃棄
- (7) 公文書の管理の状況に係る点検及び報告
- (8) 公文書の作成及び整理その他公文書の管理に関する職員への指導等
(公文書の記号)

第5条 公文書の記号は、漁管とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるものを除き、公文書の管理に関し必要な事項は、知事の本庁内部部局の例による。

内水面漁場管理委員会



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 契約に係る調達産品等の種類及び数量
長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気
予定契約電力1,250kW及び予定使用電力量3,618,398kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年3月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 丸紅新電力株式会社
 - (2) 所在地 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 契約金額
73,752,209円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

健康福祉政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部 守一